

令和 2 年（2020 年）5 月 15 日

保護者の皆様

つくば市長 五十嵐立青
(公 印 省 略)

保育施設利用の自粛継続のお願い（第 4 報）

日頃からつくば市保育行政、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取り組みについてご理解とご協力を頂きお礼申し上げます。

保育施設利用の自粛につきましては、これまでも感染症対策の対応状況が変化する度に保護者の皆様に自粛のお願いをしてきましたところ、多くの保護者の皆様にご協力いただき、誠にありがとうございます。

5 月 14 日に首相から、茨城県を含む 39 県について、緊急事態宣言が解除されました。しかし、解除となった各県においても一気に日常生活にもどればすぐに感染拡大するリスクが有るため、引き続き手洗いやマスク着用等、感染症対策を継続し段階的な取り組みを進めてほしいとありました。また、つくばエクスプレスでつながる千葉県・埼玉県・東京都はすべて緊急事態の指定が維持されています。

そのため、つくば市の保育施設においても、これまで感染症対策として 5 月 31 日（日）まで、利用の自粛をお願いしておりますが、指定解除後も変更なく 31 日（日）まで継続することをあらためてお願いいたします。大変なご負担をお掛けしますが、引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、感染者、医療従事者やその家族に対する偏見や差別は、あってはならないものです。皆様のご理解とご配慮をお願いいたします。

なお、令和 2 年 3 月 3 日付 31 つくば幼保第 8675 号で、お子さまの登園について、「37.5 度以上の発熱が認められた場合」等についてお願いしておりましたが、厚生労働省から「発熱等が認められる場合」と変更がありましたので、対応についてご確認とご協力お願いいたします。

問合せ先

つくば市こども部幼児保育課

TEL:029-883-1111